

# 生徒心得〈生徒の服装について〉

服装は質素端正を旨とし、高校生らしい品位ある着用に留意する。

髪型は清楚で高校生らしいものとし、流行を追う髪型は禁止する。

## 1 制服

### 【A】

- (1) 制服：制服は黒色詰襟とし本校規定の金ボタンをつけ、左襟に校章をつける。
- ① 袖ボタンが2個ついているもの。(1個は不可)
  - ② 襟カラーは詰襟から少し見える程度のもの。
  - ③ 上着の裾が袖より十分長いものが標準。
  - ④ アンダーシャツも黒等華美でなく、衿元からはみ出さないようにする。  
色は白・黒・紺とする。
- (2) ズボン
- ① ワンタック(折り目線上)まで許可。(ツータックは不許可)
  - ② ストレート(膝幅と裾幅は同じ。裾を極端に絞ったもの、広げたものは禁ずる)
  - ③ 裾幅は標準20cm以上とする。
  - ④ ベルトの色は黒・茶系統とし華美でないものとする。

### 【注意】

明らかに標準型学生服と認められないものについては、再購入となるので注意する。

### 【B】

中学生時に着用していた制服であっても、長さ等で規定に反するものは再購入とする。

- (1) 制服：制服は紺色のセーラー服。セーラーカラー(襟)とカフス(袖口)の線は3本とする。  
左胸のポケットの位置に校章をつける。
- ① ネクタイは学校指定の紺色で、制服にスナップをつけ、固定する。
  - ② ウエストの極端に細いものや広すぎるもの、丈の短すぎるものは禁止する。
  - ③ セーラー服の丈は、椅子に座った時、スカートのベルトが十分隠れる長さにする。
  - ④ アンダーシャツの色は、冬服は黒・紺等で華美でなく、原則衿元から見えないようにする。  
寒暖等が理由の場合、首元までのアンダーシャツも可とする。
- (2) スカート・スラックス
- ① 学校指定のもの(紺色)とし、長さは膝(皿が半分)が隠れる程度とする。  
(膝をついた際、少なくともスカートが床に触れる長さである。)
  - ② ひだの幅は3cm位を標準とする。
  - ③ スカートのベルトを折り曲げて着用しない。
  - ④ スラックスについては生徒課に問い合わせてください。

### 【注意】

スカートが明らかに短い等認められないものについては、再購入となるので注意する。

### (3) カーディガン

- ① 平素の着用は原則禁止とする。
- ② 冬季(11月から3月)は着用しても良い。色は黒・濃紺とし、袖や裾が必要以上に長いものは不可。  
カーディガンやトレーナーのみで校内にいることは禁止する。

## 2 夏季の制服

### 【 A 】

- (1) 白のカッターシャツ、開襟シャツとする。
- (2) 左胸のポケットの位置に指定の校章を貼付する。  
【注意】校章の貼付要領について、4月下旬に案内・説明する。

### 【 B 】

- (1) 上着は白色セーラー服とし、スカート・スラックスは学校指定のもの（紺色）とする。
- (2) 左胸のポケットの位置に指定の校章をつける。
- (3) アンダーシャツは白・黒・紺等華美でなく、原則衿元から見えないようにする。寒暖等が理由の場合は、首元までのアンダーシャツも可とする。

## 3 髪型

髪型は清楚で高校生らしいものとし、流行を追う髪型は禁止する。

- ・パーマやカール、染色や脱色、非対称カットは禁止。
- ・髪を束ねるゴムは黒・紺・茶等華美でないもの。髪留め（ヘアピン）についても同様に、飾りのついたもの、色のついたものは禁止。

## 4 その他

- (1) コート類・・・色は紺・黒・ねずみ系統の無地で華美でないものとする。
- (2) 靴 下・・・無地の白色、紺色、黒色。（ワンポイントは可）
- (3) 通学用靴・・・型は学生らしく華美でないもの。色は白・黒・茶・ねずみ系統で無地のもの。また、かかとの高いものは禁止する。
- (4) カバン・・・華美なものや本来の機能を果たすと思われないものや流行を追うものは禁止する。中学時使用していたカバンを使用してもよい。リュックやサイドバックは必要に応じて使用してもよい。
- (5) 爪・・・長すぎるものは切る。ネイル・マニキュアは禁止する。